

No.024 株湘南神奈交バス 【輸送モード:バス】

「大手グループ公共交通機関の一員として安全確保に努力をしつつ、現状に満足しない経営」

1. 概要

企業情報

所在地	神奈川県秦野市曾屋字高砂 620 番地 1		創立	1995 年	
年商	23 億	人員数	429 名	資本金	5,000 万円
拠点数	2 拠点		車両等	211 両 (自社 42、受託 169)	
事業内容	一般乗合旅客自動車運送業、特定旅客自動車運送業、管理受託業、一般貸切旅客自動車運送業				
輸送品目	旅客				
取引先	フェデラルモーグルシステムプロテクション(株)、山武コントロールプロダクト(株)、大秦野カントリークラブ、神奈中スポーツクラブ				

組織的安全マネジメントの特長

管理者と運転者で構成された所内事故防止対策委員会で、徹底的な原因究明と再発防止審議がなされる。
親会社が新入社員、事故惹起者、要指導運転者などのグループ全体に対して、安全訓練車を使用した大手ならではの教育・研修を行い、それ以上の現場に合わせたフォロー教育を実施している。
モニター制度を導入し、グループ全体で 30 名の状態から、制度改革を行い 140 名と 3 倍以上に増員して運転手の審査機会を増やしている。

調査者所見

<p>神奈川中央交通（以下神奈中という。）が組織的安全マネジメント及び、採用、教育、営業等の主体部分に対応している。グループ施策として当然であるが、全従業員が同じ温度差で共有することが肝要であり、それを正確に実行している。一方でグループとは異なるオリジナルな取り組みを実施するなど、現状に満足しないチャレンジを行っている。</p> <p>公共交通機関を担う者として、安全の確保に対する地道で確実な努力と設備投資を継続している。また、衰退が著しい業界において、首都圏という地勢もあり、深夜・早朝バスの運行、ホームページにおけるリアルタイム情報の提供等で売上を伸ばしている。</p>
---

調査情報

調査日	2009 年 6 月 24 日	訪問先	本社営業所
対応者	代表専務取締役、取締役、秦野営業所所長、平塚営業所助役、神奈川中央交通(株)運輸部安全管理課安全指導係長、神奈川中央交通(株)運輸部安全管理課安全対策係長、		

(注) 企業情報等の内容は調査日を基準日とした内容である

## 2. 会社の概要、創業からの成長経過

平成7年12月に箱根登山鉄道(株)から新松田～渋沢駅～秦野駅の路線を神奈中へ移管する受け皿会社として設立される。その後、秦野、伊勢原地区のバス路線を運行管理するが、平成12年道路運送法の改正により、5営業所を3社（湘南神奈交バス、相模神奈交バス、藤沢神奈交バス）に分社化する。他のグループ会社とは若干異なり、湘南神奈交バス独自の直轄路線を持っている。

発足時には、カサ、お菓子等の車内販売を行い、米の販売では斬新な試みとしてマスコミに取り上げられたが、食糧法の改正等で車内販売は廃止された。最後まで残った雨傘の販売も平成20年3月末で終了する。

バス専門事業者としては日本一で、バス保有台数も西鉄に次ぐ神奈中は、リーディングカンパニーとして、多区間運賃制のワンマン化、環境定期券、ツインライナー等のアイデアで乗客の利便性に努めている。ツインライナーの運行では、日本での道路運送車両法の保安基準を超えて、ヨーロッパ規格のまま導入させるなどしている（ツインライナーは親会社である神奈中の取り組み）。

この行動力に富んだ親会社の遺伝子を受け継ぐ(株)湘南神奈交バスでも、平成20年10月に新規事業として平塚営業所に駐輪場を整備して、自転車からバスに乗り継いで貰う「サイクル&バスライド」事業を展開している。

グループ全体では、「サイクル&バスライド」のほかに、企業向けの「グリーンエコパス」の販売やバスロケーション等の情報サービス、顧客ニーズに合わせたダイヤ改正や他事業者からの路線移管により売上は増加基調である。

### 3. トップの考え方

2005年4月JR福知山線脱線事故後、公共交通機関の安全確保が一層強く求められており、湘南神奈交バスでは安全最優先「安全第一」、法令の遵守「きまりを守る」を最優先課題としている。特に、伝統的な「現状に満足しない」という積極的経営を続けていく意志がある。

また、事業会社は付加価値を高めて最大利益を確保することで、グループの企業価値を高める使命があるが、同社の付加価値とは「安全」と「安心」である。路線バスにセフティーレコーダの装着を実施すること、グループの研修センターにある安全訓練車を積極的に利用し、技術を磨き、研修センターのカリキュラムで心に訴え、自覚を高めるよう、従業員の教育を図っている。特に、精神論ではなく数値化することで、安全輸送の確保にむけ、従業員の協力を得るべく努力をしている。

地域密着型企业である同社は、環境負荷の軽減として「サイクル&バスライド」「グリーンエコパス」を通じて環境負荷の軽減に努めている。また、【お客様の「かけがいのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献します。】を経営理念に掲げ、バスロケーションシステム・ICカードパスモ・バス鉄道運行情報システムや女性ドライバーの積極的採用等で地域との共生を図っている。

□経営の理念等についてはホームページに記載 <http://www.kanachu.co.jp/>

#### 4. 組織的安全マネジメントへの取り組み

##### A) トップのコミットメントと行動

ポイント	CL 項目※
◆社長、所長は通勤にバスを利用しているので、運転状況の把握ができる。また、運転技量、接遇に問題がある場合には、添乗指導を指示している。	A 1、C 2 D 4
◆安全の確保には教育が重要との認識で、神奈中担当役員による教育は毎月、社長による教育を年1回実施している。	A 1、B 1 B 3、D 9

※CL 項目とは、組織的安全マネジメントチェックリストの項目である。項目の内容については「7. 組織的安全マネジメント チェックリスト自己評価結果」参照。

- ・役員及び所長は通勤にバスを利用しており、運転状況を常に把握している。また、神奈中監査室に所長、副所長経験者が7名在籍し、彼らが一般乗客として運転状況の監査を実施している。監査結果によっては研修センターで再教育する。
- ・毎月1回は、神奈中運輸担当役員と一緒に各営業所を訪問して、巡回教育や運転者との意見交換を行っている。
- ・無事故表彰制度があり、3ケ年間無事故者を表彰している。グループ全体では毎年1,000名の受賞者がいる。
- ・全社的には、バス協などの動向を注意し、視野を広く持って自社に展開を図っている。
- ・運転技術についてはグループの研修センターにある安全訓練車で実際の体験を元に教育をすべきと考え実行している。
- ・接遇などの心の教育としては、グループの研修センターにて自分で自分を認識できるよう自覚を重視し、教育を実施している。

##### B) マネジメントシステム

ポイント	CL 項目
◆運転業務に関することは、自社で行うがそれ以外の業務（募集、監査等）は神奈中が行っている。運輸安全マネジメントにおいても、神奈中の安全統括管理者が主体的関与のもとに行う態勢となっている。	B 2、B 3
◆モニター制度を導入し、グループ全体で30名の状態から、制度改革を行い140名と3倍以上に増員して運転手の審査機会を増やしている。	B 3、B 7
◆持ち株会社の神奈中と事業会社の湘南神奈交バスは棲み分けが進み、グループ企業として価値観を高めている。	B 1、A 2 C 1、D 9

##### 【人事・マネジメント関連について】

- ・事務職と運転職の構成比率は6.5%対93.5%と運転者が多数を占めている。平均年齢36歳と若手が多いが、運転者の定年後に、嘱託、特殊嘱託（65歳以上）制度を設けて再雇用している。

- ・教育・研修は年間計画を作成して実施している。平成21年度は定例研修から事故発生時に行う研修まで運転者を対象に28項目の研修を計画している。
- ・50年代よりモニター制度を導入している。グループ全体で30名と少ない。モニタリングされる運転者数も少数なので、制度改革を行い140名と3倍以上に増員した。
- ・運輸安全マネジメントをはじめ、監査業務は神奈中法務監査室が実施している。
- ・神奈中との棲み分けが進んでいる。持ち株会社は戦略の立案・決定、資源配分、モニタリング機能に特化し、事業会社は付加価値を高め事業利益の拡大を図っている。

【安全に関する費用について】

- ・神奈川中央交通グループ全体 (単位：百万円)

区 分	内 容	予算額
人件費に関する費用	教育・訓練関係	175
	運転適性診断費用	14
	添乗監査関係	27
機器類等に関する費用	運行関係	96
	事故防止関係	40
計		353

- ・神奈中では平成19年度で、新入運転士教習車両7台、運転訓練車（運転視線・走行データの記録等が可能）1台を導入し、平成21年度には300台にセフティーレコーダを装着する計画です。

C) 教育訓練制度

ポイント	CL項目
◆新入社員教育、不注意事故惹起者等は神奈中研修センターで教育するが、その後に各営業所でフォローアップ教育するシステムが確立している。	C2、B2 D1、D8
◆神奈中の舞岡営業所で先進的な取り組みとして、国土交通省「リスク管理」調査のモデル指定を受けたことから、そこで得たノウハウをグループ全体に水平展開している。	C5、B2 B3
◆教育は机上での精神的な面に問いかける場合が多いが、年2回の体験教育、運転訓練車による実地教育と客観的な判断に基づき運転者が認識する教育を行っている。	C3、C4 D4、D9
◆高齢化が進み、殺伐とした世の中で、運転操作の一つひとつがクレームとなる昨今、データ収集により数値化して運転技術の向上に努めている。	C3、B7

【採用・新人研修関連について】

- ・運転者の採用は、神奈中が毎月1日に採用試験、毎月16日一斉入社です。採用後、15日間訓練センターでプロ意識教育、接遇教育及び、高齢者疑似体験教育等を終了して各

社配属となる。

- ・採用試験はクレペリン検査、適性診断、健康診断、学科（一般教養を主に 80 点以上）、実技（400 点満点で減点方式 8 割以上が合格）を行う。採用先については、試験結果と本人希望で各社代表者が最終面談後に採用決定する。
- ・配属後、営業路線等の地理体得、空車回送、昼間時営業運転、朝夕混雑時営業運転と 3 月ケ間に亘る添乗指導研修終了後、指導者の進言に基づいて、所長、運行管理者で社内検定を行い可否決定する。社内検定で一定の得点以下の新入社員は一週間単位で再研修する。
- ・試用期間は 3 ヶ月でその後正社員となる。応募者は多いが他業種からの応募者は定着率が悪い。

#### 【乗務員の研修等について】

- ・不注意事故惹起者、モニター及び監査室員による添乗結果での要指導運転者、年次別運転者は神奈中研修センターでアイカメラ・速度・エンジン回転数・左右振動計を装着した安全訓練車（運転視線・走行データの記録等が可能）等を使用して高度な研修を行う。
- ・事故分析では、神奈中舞岡営業所が運輸安全マネジメントモデル事業の取り組みの中で使用した「なぜなぜ分析シート」を用いている。
- ・事故報告書は運行管理者が作成するが、診断書、意見書（事実経過を説明）、目撃書（裏付け証明）に「なぜなぜ分析シート」を今年 6 月から添付している。
- ・月次教育は毎月 1 回営業所単位で開催し、内容は運転者が遵守すべき基本的事項、健康管理等以外に、必ず事故防止対策委員会の事故事例と自営業所での事故事例を組み入れている。また、8 月・2 月には個別体験として、死角の確認と音による停車を体験させている。「まず止れ」を実体験するために行っている。なお、重大事故発生時には、都度実施している。
- ・事故多発運転者については、適性診断、添乗指導を安全運転推進者が行い、自覚と運転技術向上を図っている、
- ・車両にセーフティレコーダーを取り付け、乗り心地の数値化して運転手への自覚を促すなど改善を目指して取り組みを始めている。

#### D) 現場管理

ポイント	CL 項目
◆バス事業での安全第一は最重要課題である。しかし、口で言うほど易しいことではないが、対面点呼、健康チェック、教育を通して推進している。	D 2、D 5 B 1、C 2

#### 【日常業務等について】

- ・点呼に重点を置いている。特にアルコール測定器で測定結果を印字したレシートを運行管理者に提示し、免許証提示等の一連の始業点呼後にバスのエンジンキーを受領する。

- ・パスモ、定期券、バスカード、現金に加えて「かんちゃん手形」や各種割引運賃、前払い・後払い制と本来の運転業務以外にも多くのタスクあり大変である。

#### 【小集団活動について】

- ・勤務シフトで班編成を行い、現在は18班体制です。
- ・平成14年からヒヤリハット情報の収集と危険個所の掲示を行っている。毎年2月に全運転者を対象にアンケート用紙を配布して情報収集している。
- ・情報収集結果、運行管理者と班長が危険個所を調査して、危険度に応じて写真、対策を纏めて掲示している。平成21年は34か所分を掲示している。

#### 【情報の活用、会議等について】

- ・神奈中主催の会議

運輸安全推進委員会―――月1回開催・出席者：代表取締役

事故防止対策委員会―――月1回開催・出席者：運行管理者、運転者から選任された委員及び事故惹起者

飲酒運転防止対策委員会―――月1回開催・出席者：運行管理者、運転者から選任された委員

車両故障防止対策委員会―――月1回開催・出席者：整備管理者

- ・営業所主催の会議

所内事故防止対策委員会―――月1回開催・出席者：代表取締役、運行管理者、運転者から選任された委員及び事故惹起者

所内飲酒運転防止対策委員会―――月1回開催・出席者：代表取締役、運行管理者、運転者から選任された委員

車両故障防止対策委員会―――月1回開催・出席者：整備管理者、車両故障防止対策委員

- ・各種会議及び、神奈中運輸部担当役員の月例研修ではグループ全体の事故傾向と全国のバス事故報告があり、情報の共有化がなされている。

- ・事故等の件数カウントは細かく行っており、ガードレールとの擦り傷ではカウントし、生け垣などとの擦り傷などの微々たる物は件数としてカウントしていない。
- ・一部にフリーの運転手もいるが、小さな傷などの発見には担当車制をとっているため、担当の運転手が気が付くシステムになっている。

## 5. 顧客や取引先との関係

限定された地域で活動するバス事業者にとっては、風評被害の発生は避けなければならないリスクと認識している。特にクレームに対する対応は最も気を使う業務となっている。同社には電子メール・電話によるクレームがある場合の対応としてはクレームの実態調査を行い、氏名等を名乗った方に回答している。クレームの内容は遅延、態度に関するものが多く、該当運転者は教育を行っている。また、電話クレームでは、7割が氏名を名乗らないので対応が途切れる場合もある。しかし、クレームだけでなく御礼の言葉をいただく時もあり、どちらも掲示している。クレームの発生源となっている遅延・接遇については、バスロケーションシステムの導入やモニターの増員図っており、接遇改善に結びつけて安全と快適な時間を提供する。

## 6. 安全に関する実績データ

### 【交通事故発生率】

事故件数の基準は事故惹起者、事故原因等が現認できる案件となっているが、事故原因、事故惹起者が不明案件でも、塗装や部品交換等の費用が発生するものは含んでいる。

ガードレールとの擦り傷ではカウントし、生け垣などとの擦り傷などの微々たる物は件数としてカウントしていない。

過去からの傾向としては、増減の繰返しであり波形が上下している。

年度	交通事故件数(件)	走行距離:約(km)	交通事故発生率(件/10万km)
平成20年度	2	1,993,000	0.01
平成19年度	6	1,917,000	0.03
平成18年度	4	1,931,000	0.02

計算式：事故件数÷走行距離×10万km

※トラック運送事業者の交通事故発生率の平均は0.5件である（日本損害保険協会の平成7年の調査データより作成）

今年にデジタルタコグラフ替えて、セフティーレコーダを装着する。装着によってデータ蓄積が行われ、運転技術の標準化と運転者一人ひとりの技術向上に役立てる。また、乗合バス業界では、バス車内事故が増加しており、車内事故の3分の1を占める発進時の事故防止ために、日本バス協会ポスターの車内掲示と座席への着席確認後の発進を励行している。

## 7. 組織的安全マネジメント チェックリスト自己評価結果

区分		項目		評価
A	トップのコミットメントと行動	A 1	行動見本（現場巡回）	ウ
		A 2	経費予算配分	ウ
		A 3	賞罰制度	ウ
B	マネジメントシステム	B 1	理念・行動指針	イ
		B 2	マネジメントサイクル	イ
		B 3	情報管理のしくみ（安全の実績・情報）	イ
		B 4	人員配置と異動	ウ
		B 5	管理者育成	イ
		B 6	協力業者管理（関連会社等）	ウ
		B 7	お客様の評価	イ
C	教育訓練制度	C 1	採用・新人教育	イ
		C 2	運転スキル、作業スキル訓練	イ
		C 3	事故分析、再発防止教育	ウ
		C 4	KYT、ヒヤリハット	イ
		C 5	小集団活動（班活動）	イ
D	現場管理	D 1	ルールの順守	イ
		D 2	日常点検・整備	ウ
		D 3	整理、整頓、洗車、清掃	イ
		D 4	現場巡回指導（街頭指導）	イ
		D 5	点呼・朝礼	イ
		D 6	身だしなみ、服装	ウ
		D 7	挨拶、返事、報告	イ
		D 8	時間管理、生活管理	ウ
		D 9	協力意識	イ

※組織的安全マネジメントのチェックリスト（詳細）は、国土交通政策研究所のホームページから入手可能。検索エンジンで「国土交通政策研究所」と入力。“●研究会・アドバイザー会議等”のページにある“運輸企業のための組織的安全マネジメント手法に関する調査”「第3回アドバイザー会議資料（平成21年3月17日）資料3」の郵送調査票参照。

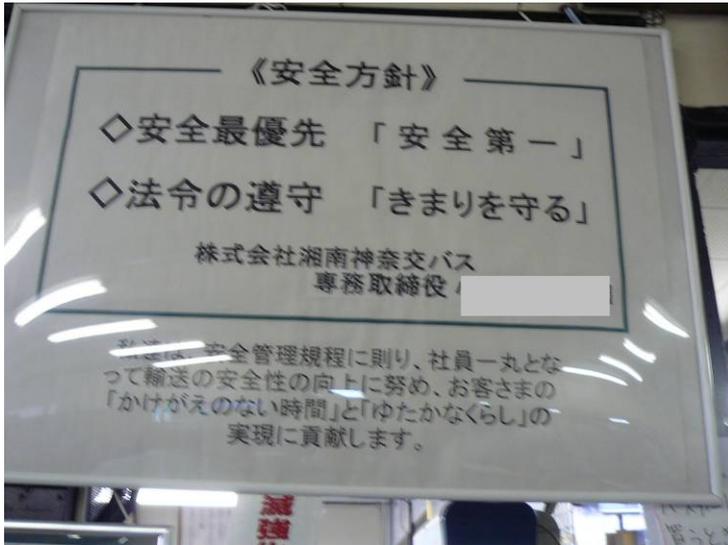


写真1  
安全方針

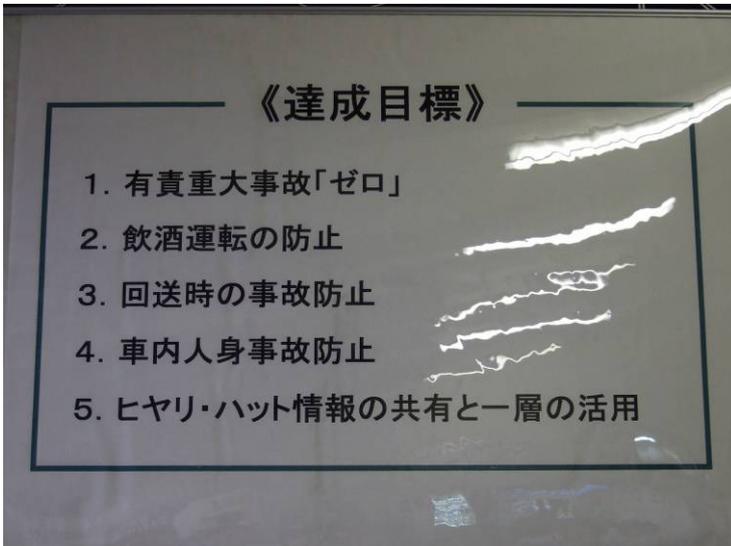


写真2  
達成目標



写真3  
アルコール検知器



写真4  
事故速報掲示板



写真5  
危険箇所掲示板

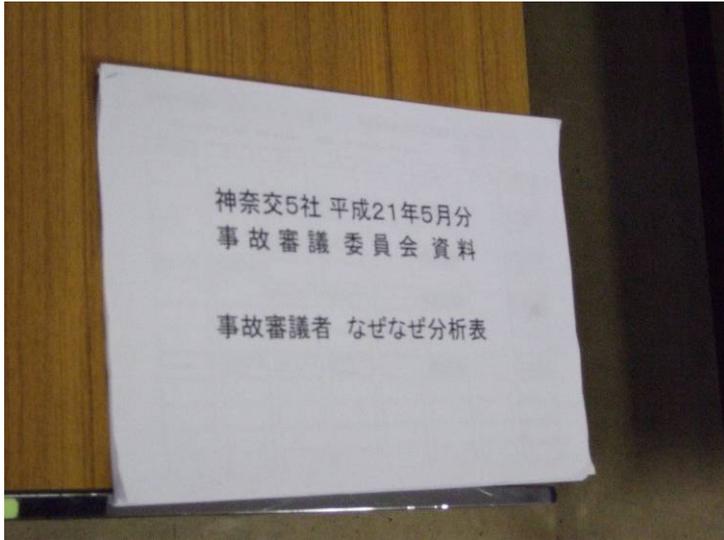


写真6  
なぜなぜ分析シート



写真7  
無事故記録板

帳票類 1 : 秦野営業所運転士年間教育計画

湘南神奈交バス秦野営業所運転士年間教育計画 平成21年度

教育項目	対象者 (計画人員)	教育内容	方式	実施者	実施時期														
					備考														
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
月次教育(4月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・事故用自動車運転する心構え ・社会情勢について (大規模地震災害時における対応及び運転操作) ・健康管理等	集団	所長または運行管理者	○														※春の全国交通安全運動について
月次教育(5月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・「クール・グリーン」キャンペーン(6月実施)に伴う環境保全に関する教育 ・健康管理等	集団	所長または運行管理者	○														
月次教育(6月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・社会情勢について (暴風雨等異常気象時における対応及び運転操作) ・健康管理等	集団	所長または運行管理者		○													※ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン
月次教育(7月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・社会情勢について (台風等異常気象時における適切な運転操作) (テライト運動について) ・健康管理等	集団	所長または運行管理者			○												※夏の交通事故防止運動について ※夏季の輸送安全総点検
月次教育(8月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・環境保全に関する事項について ・健康管理等	集団	所長または運行管理者				○											
月次教育(9月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・健康管理等	集団	所長または運行管理者					○										※秋の全国交通安全運動について
月次教育(10月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・社会情勢について (大規模地震災害時における対応及び運転操作) ・健康管理等	集団	所長または運行管理者						○									※ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン
月次教育(11月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・環境保全に関する事項について (アイドリングストップについて) ・健康管理等	集団	所長または運行管理者							○								※エコドライブ推進運動
月次教育(12月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・社会情勢について (降雪等異常気象時における対応及び運転操作) ・健康管理等	集団	所長または運行管理者								○							※年末年始輸送安全総点検 ※年末の交通事故防止運動
月次教育(1月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・社会情勢について (降雪・暴風雨等異常気象時における適切な運転操作) (サイクルドバスライド) ・健康管理等	集団	所長または運行管理者									○						
月次教育(2月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・クリーン経営に基づく環境保全に関する教育 ・健康管理等(花粉症等)	集団	所長または運行管理者										○					
月次教育(3月)	全運転士	・運転士が遵守すべき基本的事項 ・事故事例による発生原因、再発防止策の説明 ・健康管理等	集団	所長または運行管理者											○				
体験による教育	全運転士	・体験による技能及び知識の習得 ・死角、内輪差の理解のため、自転車を用い、また、他の交通の参加者予測する運転として、自転車側方通過等の体験を行う。 ・運転士(原則として)ハット体験学習が済むこと等、車内、所内の危険箇所として、地図上に明記したものを指示する。	個別及び協定	運行管理者															※年1回決められた時期
社長による教育	所長 運行管理者 整備管理者 所長研修委員 (乗務中の者以外)		集団	取締役社長													○		
運輸担当役員による教育	所長 運行管理者 整備管理者 所長研修委員 (乗務中の者以外)		集団	本社発行者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
外部講師等による教育	運転士	・法令講習 ・事故事例による教育	集団	所轄警察署または警察OJ班	○					○									※全国交通安全運動期間中の教育
適性診断(一般診断)結果に基づく教育	適性診断(一般診断)受検運転士	・適性診断結果に基づき、運転行動の特性を自覚させる。 ・危険予知トレーニング(DIT) ・重症事故の原因究明及び防止対策	集団	所長または運行管理者															※受診のたび
事故患部教育	事故患部運転士	・バス運転士としての心構え ・適性診断結果に基づく指導 ・危険予知トレーニング(DIT) ・その他必要に応じ実施指導	集団	所長または運行管理者															※発生のため
不注意事故報告者フォロー教育	事故防止対策委員会において不注意事故と判定された運転士 センター・監査等による乗務員監視受検運転士	・研修センター教育の反省	個別	所長または運行管理者															※研修センター教育後
乗務員監視に基づく教育	研修センターによる乗務員監視結果指導受検運転士	・研修センター教育の反省 ・研修センター教育の反省 ・その他必要に応じ実施指導	個別	所長または運行管理者															※添削監査結果受取後
乗務員監視結果指導受検運転士フォロー教育	研修センターによる乗務員監視結果指導受検運転士	・研修センター教育の反省 ・研修センター教育の反省 ・その他必要に応じ実施指導	個別	所長または運行管理者															※研修センター教育後
健康診断結果に基づく教育	健康診断の結果に異常がみられる運転士	・医師等が交通事故の原因となる恐れを事例を用いて説明する。 ・健康診断の結果に基づく指導	個別	運行管理者等															※健康診断受診後
班長教育	班長運転士	・社会情勢、バス業界の現状、会社の現状、リーダーシップ ・安全管理等について	小集団	所長・運行管理者						○									
副班長教育	副班長運転士	・社会情勢、バス業界の現状、会社の現状、リーダーシップ ・安全管理等について	小集団	所長・運行管理者							○								
新任指導・班長・副班長運転士フォロー教育	研修センターによる新任指導・班長・副班長運転士教育を受けた運転士	・研修センター教育の反省	個別	所長または運行管理者															※研修センター教育後
年次別運転士フォロー教育	研修センターによる年次別運転士教育を受けた者	・研修センター教育の反省	個別	運行管理者等															※研修センター教育後
転入運転士教育	転入運転士	・路線状況について ・管内危険箇所について ・指導運転士等による実地指導 ・その他事項	個別	所長・運行管理者並びに指導運転士等が行う。															※転入のため
長欠者教育	運転士	・事故防止について ・運転の心構え ・運転士が遵守すべき基本的事項 ・環境保全に関する教育・健康管理等	個別	所長または運行管理者															※適宜
苦情発生運転士教育	苦情発生運転士	・運転の心構え ・サービスの改善 ・接客接遇について ・その他必要に応じ実施指導	個別その他	所長または運行管理者 その他必要に応じ実施指導															※適宜
その他問題のある運転士教育	その他問題のある運転士	・研修センター教育の反省 ・その他必要に応じ実施指導	個別その他	所長または運行管理者 その他必要に応じ実施指導															※適宜
重大事故患部運転士・事故多発者フォロー教育	研修センターによる重大事故患部運転士・事故多発者教育を受けた運転士	・研修センター教育の反省 ・研修センター教育の反省 ・その他必要に応じ実施指導	個別	所長または運行管理者															※適性診断結果(特定診断I/II)結果受取後
新入運転士フォロー教育	研修センターによる新入運転士教育を受けた者	・研修センター教育の反省 ・研修センター教育の反省 ・その他必要に応じ実施指導	個別及び実地	所長・運行管理者、整備管理者並びに指導運転士等が行う															※研修センター教育後
高齢運転士教育	高齢運転士(65歳に達した者)	・適性(高齢)による能力の低下等)診断結果に基づく教育 ・健康診断の結果に基づく指導 ・その他必要事項(覆い、マンネリ等)	個別	所長または運行管理者															※適性診断結果(適性診断)結果受取後
神奈川交通安全対策委員会	事故防止対策委員	・発生事故の原因究明及び防止対策	集団	事故防止対策委員長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神奈川交通安全対策委員会	救済推進部対策委員	・発生事故の原因究明及び防止対策	集団	救済推進部対策委員長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所内交通安全対策委員会	事故防止対策委員	・発生事故の原因究明及び防止対策	小集団	所長・運行管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所内救済推進部対策委員会	救済推進部対策委員	・発生事故の原因究明及び防止対策	小集団	所長・運行管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
車両危険防止対策委員会	車両危険防止対策委員	・車両故障の原因究明及び防止対策	小集団	所長・運行管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
点呼立会い指導	点呼を受ける運転士 運行管理者	・点呼手続の指導 ・アテンション集約の指導	実地	本社教育者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※飲酒運転撲滅強化日
街頭指導	運転士	・所内の危険箇所及び事故発生危険箇所において、運転士の運転技能等を把握し、問題のあるものについては適宜指導する。	実地	本社教育者・所長または運行管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
乗客指導	運転士	・乗客技能等を把握し、問題のあるものについては、適宜指導する。	実地	本社教育者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

帳票類 2 : 秦野営業所全職・事務職年間教育計画

湖南神奈交バス秦野営業所全職・事務職年間教育計画 平成21年度					所長	助役	事務員											
教育項目	対象者 (計画人員)	教育内容	方式	実施者	実施時期													
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
春の全国交通安全運動	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者	○													
ゴールデンウィークにおける交通事故防止運動	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者	○													
夏の交通事故防止運動	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者					○									
全国安全週間	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者					○									
秋の交通安全運動	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者						○								
ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン	全職・事務職	・実施期間 ・重点実施項目 ・車両管理の実施事項 ・意識の高揚 ・社内査察の実施 ・その他	集団	所長または運行管理者										○				
全国労働衛生週間	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者										○				
エコドライブ推進運動	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者										○				
秋の火災予防運動	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者										○				
旅客接客総点検	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者										○				
年末年始輸送安全総点検	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者										○				
春の火災予防運動	全職・事務職	・実施期間 ・重点項目 ・スローガン ・職場内/トロールの実施 ・喫煙場所以外での禁煙の徹底 ・厳正な点呼の実施 ・健康管理と覚醒剤等の薬物の使用禁止 ・コンプライアンス遵守について ・その他	集団	所長または運行管理者														○
運行管理マネジメント教育	事務職	・運輸規則、道路交通法、道路運送法 ・運行管理者の職務について ・苦情処理について ・事故処理について ・乗務員の勤務の取り扱いについて ・車両管理について ・運送対応、ダイヤ関係	小集団	所長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運行管理研修	運行管理者	・運行管理者の職務について ・運輸規則、道路交通法、道路運送法等	集団	研修センター所長										○				

帳票類3：事件事例分析シート

事件事例分析シート(8つの視点)

所長	副所長	分析者

実施月	事故事例				
	発生日時・事故番号		当方及び相手方の特徴		
	発生日		当方		相手方
	発生時間		年齢		年齢
	天候		経験		性別
	道路状況		乗務開始より		職業
	当該道路の制限速度		休日より		車種
	危険認知の速度		休日より乗務キロ		
	危険認知時の距離				
	事故番号				
	発生状況				
8つの視点					
視点	該当する 視点に○	原因	対策		
①交通ルール、遵守すべき事項の逸脱					
②バスの構造上の特性					
③走行中における車内容の安全不確保					
④乗降時における車内容の安全不確保					
⑤発車時における車内容の安全不確保					
⑥過労や飲酒等の生理的要因					
⑦慣れや集中力欠如等心理的要因					
⑧疾病等健康状態要因					

以上